

2026 2月号

The Monthly Report

The public employment security office / Report & News / Hello work Aizuwakamatsu



ひとくらし、みんなのための
厚生労働省 福島労働局
Ministry of Health, Labour and Welfare

ハローワーク会津若松
〒965-0877 会津若松市西栄町2-23
TEL0242(26)3333

ハローワーク喜多方
〒966-0853 喜多方市宇干町8374
TEL0241(22)4111

ハローワーク南会津
〒967-0004 南会津町田島字行司12
TEL0241(62)1101

●有効求人倍率(令和7年12月分) 会津地域:1.43倍 福島県:1.19倍 全国:1.19倍

●労働力調査(令和7年12月分) 完全失業率:2.6% 完全失業者数:166万人

*有効求人倍率:一般職業紹介状況(厚生労働省)、完全失業率:季節調整値。完全失業率、完全失業者数:「労働力調査結果」(総務省統計局)

最近の雇用失業情勢(令和7年12月分)

●有効求人倍率は1.43倍(会津若松:1.50倍 喜多方:0.95倍 南会津:2.03倍)となり前年同月を0.10ポイント上回りました。

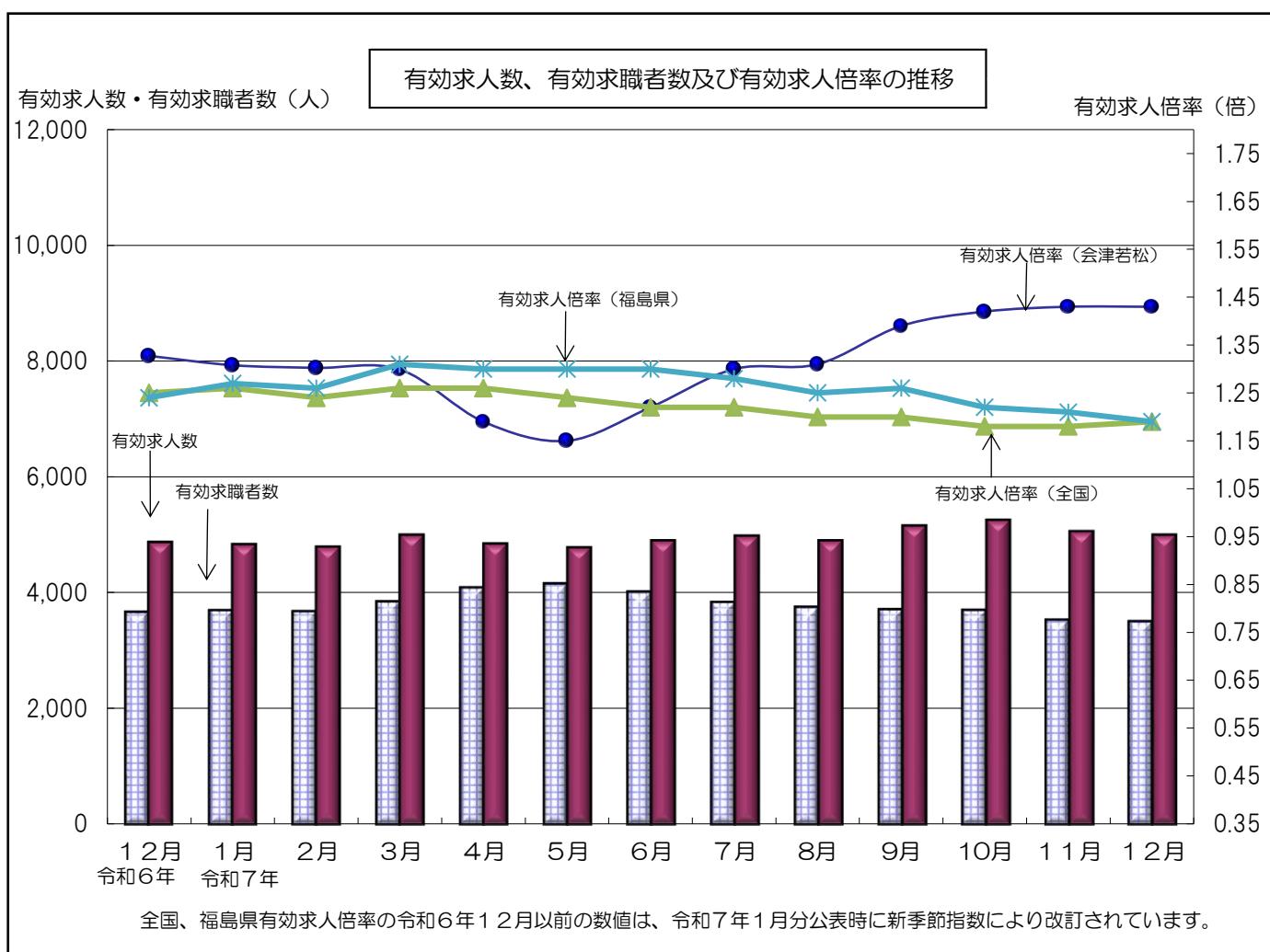
●正社員有効求人倍率は1.21倍で前年同月を0.15ポイント上回りました。

●求人数、求職者数をみると

- 月間有効求人数は4,987人となり前年同月比126人増加(2.6%増)
- 月間有効求職者数は3,496人となり前年同月比166人減少(4.5%減)
- 新規求人数は2,009人となり前年同月比163人増加(8.8%増)
- 新規求職者数は843人となり前年同月比74人増加(9.6%増)



福島労働局職業安定部
ハローワーク
公式マスコットキャラクター
福まる

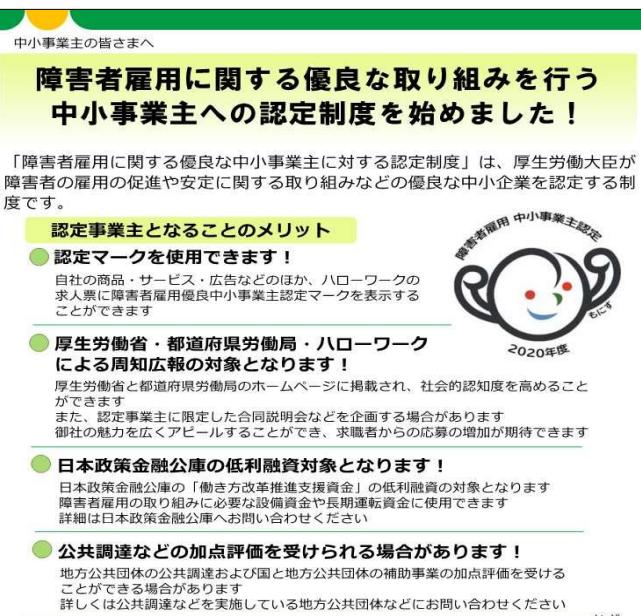


福島労働局ホームページでは雇用に関する各種情報を発信中です。

The Monthly Report 2026 2月号

「もにす認定企業」認定通知書交付式

お問合せ先：ハローワーク会津若松雇用指導官
電話0242(26)3333 (32#)



「もにす認定企業」認定通知書の交付を行いました！

令和7年12月23日（火）福島労働局では、「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」に基づき、障害者の雇用管理状況が優良で一定の基準を満たした株式会社三義漆器店様を「もにす認定企業」と認定し、労働局内において認定通知書の交付を行いました。

「株式会社三義漆器店 様」

もにす認定企業認定通知書交付式 (令和7年12月23日)



写真左より
福島労働局 岡田局長

〈株式会社三義漆器店〉
代表取締役 曽根 佳弘様
常務取締役 曽根 芳枝様



一般職業紹介状況（新規学卒者を除きパートタイムを含む）

お問合せ先：ハローワーク会津若松求人企画部門
電話0242(26)3333 (31#)

項目	令和7年12月			令和6年12月				
	男	女	常用	男	女	常用		
1 新規求人数	2,009	-	-	1,781	1,846	-	-	1,648
2 月間有効求人数	4,987	-	-	4,281	4,861	-	-	4,155
3 新規求職申込件数	843	392	451	705	769	394	374	630
うち45歳以上	545	265	280	422	491	266	225	374
4 月間有効求職者数	3,496	1,690	1,802	3,321	3,662	1,846	1,813	3,470
うち45歳以上	2,039	1,039	1,000	1,887	2,144	1,166	977	1,990
5 紹介件数	669	309	360	577	669	343	325	560
うち45歳以上	357	177	180	303	377	210	167	296
6 就職件数	284	120	164	234	284	133	151	226
うち45歳以上	147	64	83	119	139	66	73	97
7 充足数	270	-	-	224	276	-	-	220
8 新規求人倍率	2.38	-	-	2.53	2.40	-	-	2.62
9 有効求人倍率	1.43	-	-	1.29	1.33	-	-	1.20
10 就職率 (%)	33.7	30.6	36.4	33.2	36.9	33.8	40.4	35.9
うち45歳以上	27.0	24.2	29.6	28.2	28.3	24.8	32.4	25.9
11 充足率 (%)	13.4	-	-	12.6	15.0	-	-	13.3

*新規学卒者を除きパートを含む。就職率は新規求職者ベース。充足率は新規求人ベース。男女別の記載をしない求職登録が可能のため、男女計が一致しない場合があります。

「ユースエール認定企業」認定通知書交付式

お問合せ先：ハローワーク会津若松求人企画部門
電話0242(26)3333 (31#)

令和7年12月19日（月）福島労働局では、「青少年雇用の促進等に関する法律（若年雇用促進法）」に基づき、若者雇用管理状況が優良で一定の基準を満たした県内企業2社に対し、「ユースエール認定企業」と認定し、労働局内において認定通知書の交付を行いました。



左より
岡田局長より認定交付書を交付

〈株式会社小野工業所〉
代表取締役社長 小野 雅亮 様



左より
岡田局長より認定交付書を交付

〈穴澤建設株式会社〉
専務取締役 穴澤 正光 様

キャリアアップ助成金をご活用下さい！

お問合せ先：ハローワーク会津若松雇用指導官
電話0242(26)3333 (32#)

事業主のみなさまへ
**「キャリアアップ助成金」を活用して
従業員を正社員転換しませんか？**

■ キャリアアップ助成金の「正社員化コース」とは？
有期雇用労働者等※を正規雇用労働者に正社員転換した場合に、事業主に対して助成を行う制度です。
※有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者を含む、いわゆる「非正規雇用労働者」を指します。

△キャリアアップ助成金について

■ 助成金の金額 正社員化コースの1人当たりの助成額は以下のとおりです。

対象者・企業規模	有期雇用労働者	無期雇用労働者
重点支援対象者（※）	中小企業 80万円（40万円×2期） 大企業 60万円（30万円×2期）	40万円（20万円×2期） 30万円（15万円×2期）
上記以外	中小企業 40万円（40万円×1期） 大企業 30万円（30万円×1期）	20万円（20万円×1期） 15万円（15万円×1期）

重点支援対象者とは、a～cのいずれかに該当する者
a：雇入れから3年以上の有期雇用労働者
b：雇入れから3年未満で、次の①～⑤のいずれにも該当する有期雇用労働者
①週5時間以上正規雇用労働者として雇用されていない
②派遣労働者、母子家庭の労働者、人材紹介支援助成金の特典の訓練修了者
③雇用された期間が通算5年を超える有期雇用労働者については無期雇用労働者とみなします
※新規学入者で雇入れから一定期間経過していない者については支給対象外です

■ 助成金の加算額
正社員化コース1事業所あたりの加算額は以下のとおりです。
※1事業所あたり1回のみ

措置内容	加算額
① 正社員転換制度を新たに規定し、当該雇用区分に転換等した場合（1事業所あたり1回のみ）	20万円（大企業15万円）
② 多様な正社員制度（※）を新たに規定し、当該雇用区分に転換等した場合（1事業所あたり1回のみ） ※勤務地限定・職務限定・短時間正社員いすれか1つ以上の制度	40万円（大企業30万円）

受給条件の詳細等については裏面へ

厚生労働省 都道府県労働局・ハローワーク LL071121 No.17

■ 助成金の受給条件
助成金の受給には以下の3つの条件を満たす必要があります。

①キャリアアップ計画
正規雇用労働者に転換する前日までに「キャリアアップ計画」を作成・提出していること。
※キャリアアップ計画は、労働者のキャリアアップに向けた取り組みを計画的に進めるための、今後の大まかなイメージを記載した計画です。

②制度の規則化
正規雇用労働者に転換する制度を就業規則などに規定していること。

③正社員転換
転換後6か月間の賃金を、転換前6か月間の賃金より3%以上増額させていること。

また、キャリアアップ助成金上の正規雇用労働者の定義は以下になります。

正規雇用労働者の定義
同一の事業所内の正規雇用労働者に適用される就業規則が適用されている労働者。ただし、「賞与または退職金の制度」かつ「昇給」が転換時点で適用されている者に限る。
※支給対象期間中に実施が予定されている「賞与」「昇給」等が適用されていない場合、正規雇用労働者の要件を満たさず、支給対象とならない場合があります。

■ 正社員転換から受給までの流れ

キャリアアップ計画の作成・提出 → 就業規則等の改定（転換規定がない場合等） → 就業規則等に基づく正社員転換 → 正社員転換後6か月分の賃金の支払い

申請期間①：正社員転換

申請期間②：支給申請（転換後6か月の賃金を支給した日の翌日から起算して2か月以内）

重点支援対象者については2期目の申請が可能です！

キャリアアップ助成金の申請方法や助成額など制度の詳細は、都道府県労働局または最寄りのハローワークまでお問い合わせください。

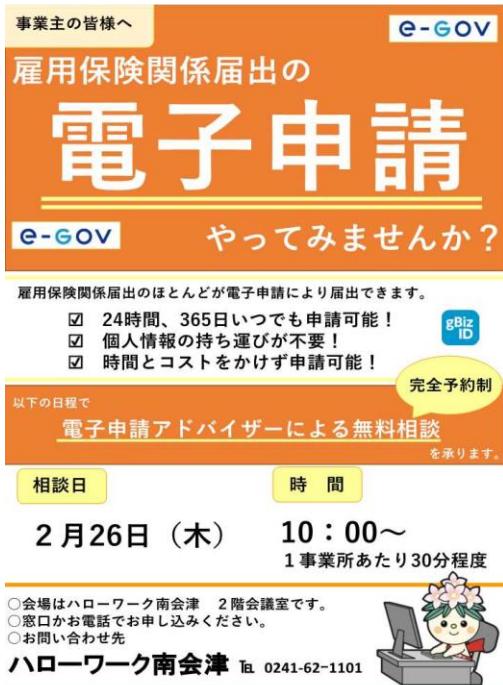
厚生労働省 都道府県労働局・ハローワーク LL071121 No.17

雇用保険関係の手続きはインターネットによる「電子申請」がとっても便利！**24時間、365日いつでも申請できるので、ご都合の良い時間に、らくらく完了**

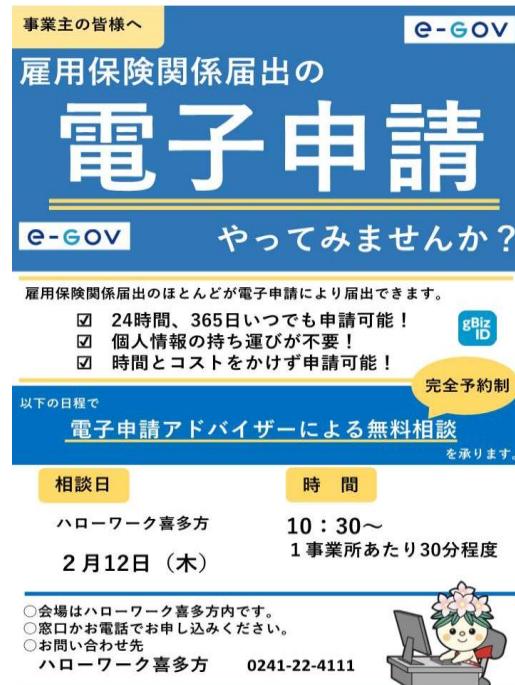
☆ハローワークでは、ご希望によりアドバイザーを派遣して、導入に当たっての相談・パソコンの設定から実際の申請方法まで、無料で支援を行っています。

今回は出張相談会を下記日程で、ハローワーク南会津・ハローワーク喜多方で行います！！

【ハローワーク南会津】2月26日（木）



【ハローワーク喜多方】2月12日（木）

**雇用保険業務取扱状況**お問合せ先：ハローワーク会津若松雇用保険課
電話0242(26)3333(21#)

項目		令和7年12月	令和6年12月	前年同月比(%)
適用関係	新規適用事業所数	2	5	▲ 60.00
	廃止事業所数	4	4	0.00
	月末現在事業所数	4,916	4,986	▲ 1.40
	資格取得者数	541	652	▲ 17.02
	資格喪失者数	851	861	▲ 1.16
	月末現在被保険者数	67,220	68,389	▲ 1.71
給付関係	一般(基本手当)	受給資格決定件数 受給者実人員	144 910	153 828
	高齢給付	受給者数	77	73
	短期特例	受給者数	120	96
	再就職手当	支給人員	45	51
	就業促進定着手当	支給人員	21	28
	高年齢	受給要件確認件数 受給者実人員	41 412	29 432
雇用継続給付	介護休業	受給者数	5	3
	育児休業	受給要件確認件数 受給者実人員	57 438	77 502
教育訓練給付	一般教育訓練	受給者数	13	13
	専門実践教育訓練	受給者実人員	12	8